

町内の中小企業
事業主の皆様へ

岩美町ふるさと就職支援制度のご案内

～高等学校等の新規学卒者を正規雇用する事業主の皆様を支援します～

新規高卒者等の地元への就職を促進するため、正規雇用した
中小企業の事業主に補助金を支給します。

正規雇用での雇い入れから6か月経過後 に補助金を支給

※新規高卒者等を雇用されたら速やかに届出が必要です。
ご注意ください。



どんな人を雇い入れると補助金が支給されるか

岩美町に住所を有し、「学校教育法」に規定する高等学校若しくは特別支援学校（高等部に限る）を卒業後1年以内の者で、町内の事業所に正規雇用されたことのない者。ただし、事業主の2親等以内の親族でない者。

補助金の支給対象となる事業主

新規高卒者等を正規雇用として雇い入れた事業主で次の事項に該当すること。

- 「中小企業基本法」第2条に規定する中小企業であること
- 町内に事務所、店舗または工場を有していること
- 雇用保険の適用事業主であること
- 新規高卒者等を雇用した前後6か月の間に、事業主の都合による離職者がいないこと
- 国・県から類似の補助金等を受けていないこと
- 町税・公共料金を完納していること

※その他補助金交付要綱による

補助金支給額

正規雇用での雇い入れから6か月経過後に、12か月を限度として対象者1人につき月額10万円を支給。